

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年12月7日(金)  
午前8時59分～午後4時11分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大泉 徳子  
委員 齋 浩美 委員 佐藤 正博  
委員 長南 良彦 委員 山口 實  
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者 建設部長 森 孝雄  
震災復興部長 三浦 仁  
建設部次長兼土木課長 山田 隆  
都市計画課長 馬場 浩一  
復興区画整理課長 車塚 仁悦  
都市計画課長補佐兼  
市街地まちづくり係長  
土木課技術主幹兼 大友 和師  
道路建設係長  
土木課主幹兼用地係長 成田 利顕  
都市計画課技術主幹兼 伊藤 功  
公園係長
- 6 事務局職員 主 事 後藤 法子

## 7 付議事件

- (1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
- (2) 陳情第11号 十三塚公園の森林調査及び保全作業を求める陳情
- (3) 陳情第12号 本郷地区内の道路整備等に関する陳情
- (4) 陳情第13号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情
- (5) 陳情第14号 飯塚成田線の着工・完成に関する陳情
- (6) 陳情第15号 鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情
- (7) 陳情第16号 川内・中ノ沢集会所建設についての陳情
- (8) 平成30年度議会懇談会における意見・提言等の調査について
- (9) 議会案第4号 被災者生活再建支援制度の抜本的な拡充を求める意見書

午前8時59分 開 会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長及び震災復興部長等の出席を求めておりますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に必要な資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

午前9時 休 憩

---

午後1時2分 再 開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第11号 十三塚公園の森林調査及び保全作業を求める陳情から（8）平成30年度議会懇談会における意見・提言等の調査についてまでを一括して議題といたします。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

○陳情第11号 十三塚公園の森林調査及び保全作業を求める陳情  
(都市計画課)

- ・芝生広場、テニスコートの外周、管理棟から陸上競技場までの一部園路の草刈りを年3回、及び四季の広場の樹木剪定を年1回実施しており、公園全体の高木等については、台風や腐朽病害により倒れた樹木の処理をしている。
- ・伐採した樹木の搬出が困難な場合、ある程度の大きさに分断し、付近に置いて保管している。
- ・平成29年度に枯れ木の調査を実施し、伐採の必要性がある樹木を51本確認したため、県の補助事業等を活用しながら、平成31年度に伐採できるよう進めていきたい。

問 伐採の後、植栽は行っているのか。

答 植栽はしていない。そもそも日が差さない状況のため、間伐をして日が当たるようにしたい。

問 間伐を行うこと等については調査するのか。

答 樹木の適切な配置等について調査したい。

問 枝の落下等により怪我をした等の情報は。

答 ない。

問 伐採後の状況を定期的に確認しているのか。

答 台風などの後に見回る程度である。

問 怪我をしてからでは遅い。通路に差しかかっている落下の危険がある枝等については、早急な対応が必要ではないか。

答 怪我の危険などを想定しながら、剪定する範囲を考えたい。

問 委託により伐採する際の基準は。

答 高木は委託している。枯れ木や倒木については、市が保有する機材で対応可能な場合は担当課で対応しており、それ以上の太い樹木や高木等は委託により対応している。

○陳情第12号 本郷地区内の道路整備等に関する陳情  
(土木課)

- ・町田線は、国道4号と本郷堀内線との交差点部までの区間の歩道が未整備であ

る。

- ・本郷堀内線は、既存道路の舗装の損傷が多く見られ、国道4号との接続部から約60メートルの区間の幅員が狭い。また、焼野線との交差点部から志賀沢川までの区間は歩道がほとんどなく、本郷小規模保育所付近のS字クランクがきつく見通しが悪く危険な状態である。
- ・本郷原線は、本郷堀内線との交差点部は拡幅されているが、残りの370メートルの区間は幅員が狭いため自動車がすれ違うことができず、隣接する排水路は土側溝である。
- ・焼野線は、国道4号との接続部から一部の区間は幅員が広がっているが、残りの220メートルの区間の幅員が狭いため自動車がすれ違うことができず、隣接する排水路は土側溝である。
- ・本郷地区を含めた館腰地区では、現在、本郷薬師堂線、二間橋線、南竹線、飯野坂荒田線の道路改良工事を実施している。
- ・以前より要望を受けていた本郷堀内線の本郷原線との交差点部から志賀沢川までの区間の歩道整備、及び本郷小規模保育所付近のS字クランクを解消するための道路整備を平成31年度に補助事業として採択されるよう、国や県と調整を進めている。あわせて、町田線の歩道整備を実施すべく計画を進めている。
- ・各路線の拡幅等整備の必要性は十分理解しているが、現在整備中の路線を早期に完成させることを優先し、完了後に整備計画状況を踏まえ、計画的に整備を進めていきたい。

問 本郷原線や焼野線の修繕等を行っているが、住民へ説明しているのか。

答 住民からの通報等による補修等を行っていない。パトロールにより発見した陥没等の補修は多く行っている。

問 陳情路線の整備スケジュールを示すことはできないか。

答 予算も関係してくるため、難しい。

問 陳情路線の整備により、薬師堂線の整備がおくれることはないか。

答 事業を分けて行っているため、他路線整備の影響によるおくれはない。

問 大型貨物自動車等の走行により、どのくらいの期間で道路は傷むのか。

答 道路は設計交通量に基づいて舗装や路盤の厚さを決めているため、具体的

な期間は分からない。

問 本郷地域の道路の整備時期と工場の操業時期の経過は。

答 今回、一般市道として改良工事を行う。規制内容は警察が決定するが、過去に大型貨物自動車等通行禁止とした経緯は、まだ警察から回答がないため、分からない。

問 本郷堀内線について、道路の陥没により車がパンクした等の情報は。

答 本路線ではない。本路線では補修等が小まめに行われている。

問 道路の傷みが大型貨物自動車等の通行によるものであるならば、警察等に規制を要望すべきではないか。

答 補修だけでなく、壊れないようにすることも必要である。岩沼警察署等に交通規制について要望したい。

問 どの程度の道路として整備するのか。

答 大型貨物自動車等も走行可能な道路として整備する。

○陳情第13号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情

(土木課)

- ・山神線の陳情区間は約390メートル、成田線は約240メートル、両路線とも平均幅員約2メートルの狭隘道路である。
- ・現在、下余田地区においては、飯塚成田線、鹿島草倉田線を整備中である。
- ・拡幅及び水路整備の必要性は認識しているものの、生活道路の整備は市の単独事業となることから、現在整備中の路線を早期に完成させることを優先し、完了後に整備計画を踏まえ、当該路線を整備するよう検討したい。
- ・応急的な対応として、自動車がすれ違うことができるよう待避所を整備したい。

問 陳情は地区内で協議の上、提出されているのか。

答 飯塚成田線、鹿島草倉田線に続き、地元で順番をつけての要望と捉えている。

問 待避所はいつごろ設置するのか。

答 まだ地元と協議するまでに至っておらず、今後協議したい。

問 箇所数などは。

答 地元の要望を聞いた上でこれから検討する。

○陳情第14号 飯塚成田線の着工・完成に関する陳情

(土木課)

- ・道路整備工事は平成25年度から着手しており、平成29年度末の進捗率は27パーセントであり、平成30年度末で進捗率は39パーセントの見込みである。
- ・工事に当たっては、事前に町内会長及び区長と協議し、施工箇所を確認した上で実施している。

○陳情第15号 鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情

(土木課)

- ・道路整備工事は平成26年度から着手しており、平成29年度末の進捗率は15パーセントであり、平成30年度末で進捗率は21パーセントの見込みである。
- ・工事に当たっては、事前に町内会長及び区長と協議し、施工箇所を確認した上で実施している。
- ・地元から優先して整備の要望があった水路工事については平成30年度中に、道路の半断面施工については3年程度で完了する見込みであるが、道路整備完了までは10年程度を要する。

問 ある程度集中して施工するなど、早期完成のための工夫はできないか。

答 本路線及び飯塚成田線については、財源は市費のみである。近年は整備にかかる費用も上昇している。出来るだけ費用削減に努め、早期完成を目指したい。

○陳情第16号 川内・中ノ沢集会所建設についての陳情

(土木課)

- ・集会所は、昭和63年に建築、平成25年に増改築、延床面積76.91平方メートルの木造平家建ての建物であり、川内・中ノ沢契約会が所有し、維持管理を行っている。
- ・市道道祖神愛島台線改良事業により、集会所が建築されている個人所有の土地を買収することとなるため、集会所の移転が必要である。
- ・移転に伴う補償は金銭により行うが、通常的一般補償ではなく、集会所が公共施設に類するものであることを鑑み、機能回復に要する費用を補償する公共補償の適用も含め、関係機関と相談しながら検討を進めている。
- ・集会所の移転場所は契約会において決定するが、貸与等可能な市有地の情報

提供を行うとともに、契約会の負担を少なくしつつ同規模の集会所を建築できるよう努力したい。

問 関係機関とどのような相談をしているのか。

答 移転に伴う補償について、一般補償ではなく、公共補償の適用を検討している。公共補償による集会所の移転が市として初めての事案であるため、どの程度まで補償が可能か相談している。

問 移転先用地の検討は。

答 現在の集会所用地は借地である。契約会に移転先用地を確保していただきたい。ただ、適当な移転先用地が見つからなかった場合に備えて、市として貸与等可能な市有地を調査している。

問 移転のスケジュールは。

答 つけかえ道路の完成は平成35年度を目標としているため、それに間に合うように移転していただくようお願いしている。

問 いつまで現在の集会所を使用できるのか。

答 補償目標年度は平成32年度であり、集会所解体後、新集会所建築までの期間は愛島公民館を使うようお願いしている。

問 集会所の移転先に移転を余儀なくされた世帯が移転すれば、契約会の加入戸数は変わらないのではないか。

答 集会所の移転先は契約会で決めることである。市は移転に伴う建築費用を補償するが、契約会の負担が少なくなるよう補償したい。

問 補償金額が減額になったりすることはないか。

答 補償金は100パーセント支払う。社会資本整備総合交付金事業では、要望額のうち認められる年間事業量が減ることはある。

問 契約会に負担は発生するのか。

答 自己負担なしは考えづらい。公共補償であっても減価償却されるため、その償却幅について関係機関と相談している。

問 市有地の貸与は無償か、有償か。

答 契約会に負担がかからないよう検討したい。

問 移転する世帯は、今までと同じ地区内に移転する訳ではないのか。

答 市として、誰がどこに移転するのか把握はしていない。

問 移転を余儀なくされた世帯に対する市の対応は。

答 市の売却できる普通財産等の情報提供を行っている。

○平成30年度議会懇談会における意見・提言等の調査について

(復興区画整理課)

- ・区画整地地内の幹線道路及び準幹線道路について、歩道を設置すると計画しており、当該西側道路は街区道路のため、歩道を設置する計画はない。当該道路の一部北側100メートルには、通学する児童生徒のため、歩道が設置されているが、その南側にはない状況である。
- ・住民から防風対策をしてほしいとの要望に対応すべく、当該道路の道路付帯地に高木を植える予定である。付帯地の幅が広いため、植栽だけでなく、歩くことも可能となるよう整備したい。

問 現在、区画整理事業区域の外周を自動車が走行している。閑上地区西側から通学する児童生徒のため、歩道は必要ではないか。

答 現在整備中の県道閑上港線の両側に歩道を整備し、そこが通学のためのメインの歩道になる予定である。当該道路西側に植栽だけでなく、通路として人が通れるように整備したい。

問 付帯地と道路を分ける境はあるのか。

答 歩道の位置付けではないので、ガードレール等を設置する考えはない。基本は防風対策のために植栽を行い、その部分の有効利用として、人も歩けるよう整備したい。

問 現在、道路に交通規制がない。道路速度等の規制は。

答 警察において、平成30年12月から規制標識の設置を始めている。

問 樹種の選定は。

答 維持管理等も考慮に入れて、これから検討する。

問 樹木は付帯地内西側がよいのではないか。

答 詳細はこれから検討するが、道路にはみ出ることのないよう整備したい。

---

午後2時37分 再開

○委員長(佐々木哲男) 再開いたします。

以上で、陳情6カ件及び平成30年度議会懇談会における意見・提言等に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますようお願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変御苦労さまでした。

暫時、休憩いたします。

午後 2 時 3 7 分 休 憩

---

午後 2 時 4 8 分 再 開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

これより、陳情 6 カ件及び平成30年度議会懇談会における意見・提言等の調査について、とりまとめを行います。

委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後 2 時 4 8 分 休 憩

---

○陳情第11号 十三塚公園の森林調査及び保全作業を求める陳情

\*各委員からの意見

- ・生態系の専門家等の意見を聞き、長期的な管理内容を検討すべき。
- ・予算に限りがあることは理解するが、利用者の怪我等の危険がある箇所については早急に対応すべき。
- ・園路周辺の草刈り及び樹木等の維持管理を徹底すべき。
- ・伐採後の樹木のその後の状況を定期的に確認し、適切に管理すべき。

\*委員会として取りまとめた意見

危険な箇所については早急に伐採等の対応をすること、伐採後の樹木や園路周辺の雑草等を適切に管理すること、あわせて、森林を含めた公園全体の長期的な管理内容を検討するよう求めることとした。

○陳情第12号 本郷地区内の道路整備等に関する陳情

\*各委員からの意見

- ・陳情路線の整備スケジュールを示すべき。
- ・大型貨物自動車等通行禁止と規制された経緯の確認を含め、警察に適切な交通規制について要望すべき。
- ・工事の早期着手に向け、住民と十分に協議すべき。

\*委員会として取りまとめた意見

道路改良工事等の早期着手に向け、住民と十分に協議しながら進めるよう求めることとした。

○陳情第13号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情

\*各委員からの意見

- ・下余田地区では複数の道路整備事業が実施されているため、各工事に優先順位をつけて早期完成に努め、未着手路線も順次着手すべき。
- ・地元と十分に協議の上で待避所の整備に取り組むべき。

\*委員会として取りまとめた意見

下余田地区で実施されている各工事の早期完成に努めること、及び地元と十分に協議の上で待避所を整備するよう求めることとした。

○陳情第14号 飯塚成田線の着工・完成に関する陳情

\*各委員からの意見

- ・早期完成に向け、地元と十分調整しながら整備すべき。
- ・雨水排水対策についても検討すべき。

\*委員会として取りまとめた意見

地元と十分調整しつつ、早期完成に向けて取り組むよう求めることとした。

○陳情第15号 鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情

\*各委員からの意見

- ・具体的な見通しについて示すなど、今後も地元と十分協議しながら進めるべき。
- ・ある程度集中的に施工するなど、早期完成に向けて引き続き工夫と努力をすべき。

\*委員会として取りまとめた意見

今後も地元と十分に協議しつつ、早期完成に向けて工夫と努力をするよう求めることとした。

○陳情第16号 川内・中ノ沢集会所建設についての陳情

\*各委員からの意見

- ・安全で使いやすい集会所を建築できるよう、契约会との協議を密にすべき。
- ・契约会の意向に沿った移転ができるよう、積極的な情報提供等の協力をすべき。

・補償に当たっては、極力、地元負担がかからないようにすべき。

\*委員会として取りまとめた意見

契約会の意向に沿った移転ができるよう積極的な情報提供等を行うとともに、極力、地元負担がかからないよう補償するよう求めることとした。

○平成30年度議会懇談会における意見・提言等の調査について

(建設経済常任委員会調査シートのまとめ)・

歩道は区画整理地内においては、幹線道路及び準幹線道路に設置する計画です。

当該道路の北側100メートルの区間には、通学する児童生徒のため、歩道が設置されていますが、街区道路であるため、残りの南側の部分に歩道を設置する計画はありません。

しかし、住民から防風対策をしてほしいとの要望に対応するべく、当該道路の西側路肩に高木を植える予定であり、整備後は人の通行も可能となるよう整備したいとのことである。

---

午後3時38分 再開

○委員長(佐々木哲男) 再開いたします。

お諮りいたします。陳情6カ件及び平成30年度議会懇談会における意見・提言等の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木哲男) 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、付議事件の(9)議会案第4号 被災者生活再建支援制度の抜本的な拡充を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

---

※休憩中の概要

各委員から本議会案に対する意見の聴取を行った。

- ・ 支援金の支給対象や支給額等について、東日本大震災の反省点・改善点等を制度に反映させるため、拡充すべき。
- ・ 現在の制度内容で、必要な支援は網羅されている。
- ・ 制度の拡充の考えには賛同できるが、要望事項の2「また、小規模な自然災害にも支給できるよう、適用条件を緩和すること。」の部分について、漠然とした表現であり、適用となる災害の判定が難しくなるのではないか。
- ・ 山口 實委員より修正案を提出する旨の申し出あり。

---

午後4時 7分 再 開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

ただいま、本案、議会案第4号に対し、山口 實委員から修正案が提出されました。修正案は、お手元に配付のとおりです。

これより、提出者山口 實委員より、修正案の趣旨説明を求めます。山口 實委員。

○委員（山口 實） それでは、修正部分の説明をします。要望事項の2つ目、「また、小規模な自然災害にも」からの一文を削除する案です。

○委員長（佐々木哲男） これより、委員各位より御意見をお伺いいたします。休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後4時8分 休 憩

---

午後4時8分 再 開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、本案議会案第4号及びこれに対する修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、本案議会案第4号及び修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第4号 被災者生活再建支援制度の抜本的な拡充を求める意見書を採決いたします。

まず、本案に対し山口 實委員から提出された修正案に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立多数であります。よって、議会議案第4号は修正案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託されました議会議案第4号の審査を終了いたします。

この際、お諮りいたします。議会議案第4号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は12月14日金曜日午前10時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集方よろしくお願いいたします。

大変御苦勞さまでした。

午後4時11分 散 会

平成30年12月7日

建設経済常任委員会

委員長 佐々木 哲 男